

農政水産部建設コンサルタント業務等における
総合評価方式の運用ガイドライン

令和7年4月

滋賀県 農政水産部

目次

1. 総合評価方式導入の背景と主旨	1
2. 建設コンサルタント業務等における落札方式の概要	1
2. 1 発注方式の選定の考え方	1
2. 2 低入札価格調査制度の適用	2
2. 3 総合評価の適用範囲	3
2. 4 総合評価方式における入札時の手続き	4
2. 5 同種類似業務の基本的な考え方	5
3. 建設コンサルタント業務等における落札方式別の実施手順	7
4. 建設コンサルタント業務等における総合評価方式の審査・評価	8
4. 1 総合評価方式の技術評価の配点および評価項目	8
4. 2 総合評価方式の技術評価の配点および評価項目	11
4. 2. 1 技術提案	11
4. 2. 2 実施方針	12
4. 2. 3 技術者の能力	13
4. 2. 4 企業の能力	17
4. 3 総合評価方式による落札者の決定	22
4. 4 履行確実性実施要領	22
4. 4. 1 ヒアリングの実施	22
4. 4. 2 履行確実性の審査のための追加資料	23
4. 4. 3 技術提案等の履行確実性の審査・評価方法の概要	23
4. 4. 4 評価方式	26
5. その他の留意事項	26
5. 1 中立かつ公正な審査・評価の確保	26
5. 2 情報公開	26

1. 総合評価方式導入の背景と主旨

新規

公共工事は豊かな国民生活の実現や安全・安心の確保、経済活動を支える基盤となる社会資本を整備するもので、現代に生きる私たち、そして未来の子や孫の世代に大変大きな影響を与えるものです。

しかしながら、公共工事に関しては、厳しい財政状況の中、公共工事の受注を巡って価格競争が激化し、ダンピング受注や工事中の事故の発生、下請け業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下が懸念される状況にありました。

このような背景を踏まえ、平成 17 年4月に公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）が施行され、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格および品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定され、総合評価方式の適用が公共工事の品質確保のための主要な取組として位置付けられました。さらに近年では、令和6年度に、担い手三法（品確法、建設業法、入契法）が改正され、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等の実現を目指すところです。

2. 建設コンサルタント業務等における落札方式の概要

2.1 発注方式の選定の考え方

調査・設計の発注に当たっては、プロポーザル方式、総合評価方式（業務標準型または業務特別簡易型）、価格競争方式のいずれかの方式を選定することを基本とする。図 1 に各方式を選定する際の基本的な考え方および図 2 に標準的な業務内容に応じた発注方式を示す。

（1）プロポーザル方式（参考）

当該業務の内容が技術的に高度なものまたは専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式を選定する。

なお、上記の考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する場合においても必要に応じてプロポーザル方式を選定する。

ただし、予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの、または、専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価方式または価格競争方式を選定できる。

プロポーザル方式においては、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求める着目点を示し、着目点に関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する。

詳細内容については、別途定める「滋賀県建設コンサルタント等のプロポーザル方式に基づく特定手続実施要綱」のとおりとする。

（2）総合評価方式（業務標準型、業務特別簡易型）

事前に仕様を確定可能であるが、入札参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価方式を選定する。総合評価方式には業務標準型および業務特別簡易型を定める。

総合評価方式を選定した場合において、当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求める着目点を示し、着目点に関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待する業務の場合は、業務標準型の総合評価方式を選定し、着目点に関する技術提案を求める必要がない場合は、業務特別簡易型の総合評価方式を選定する。

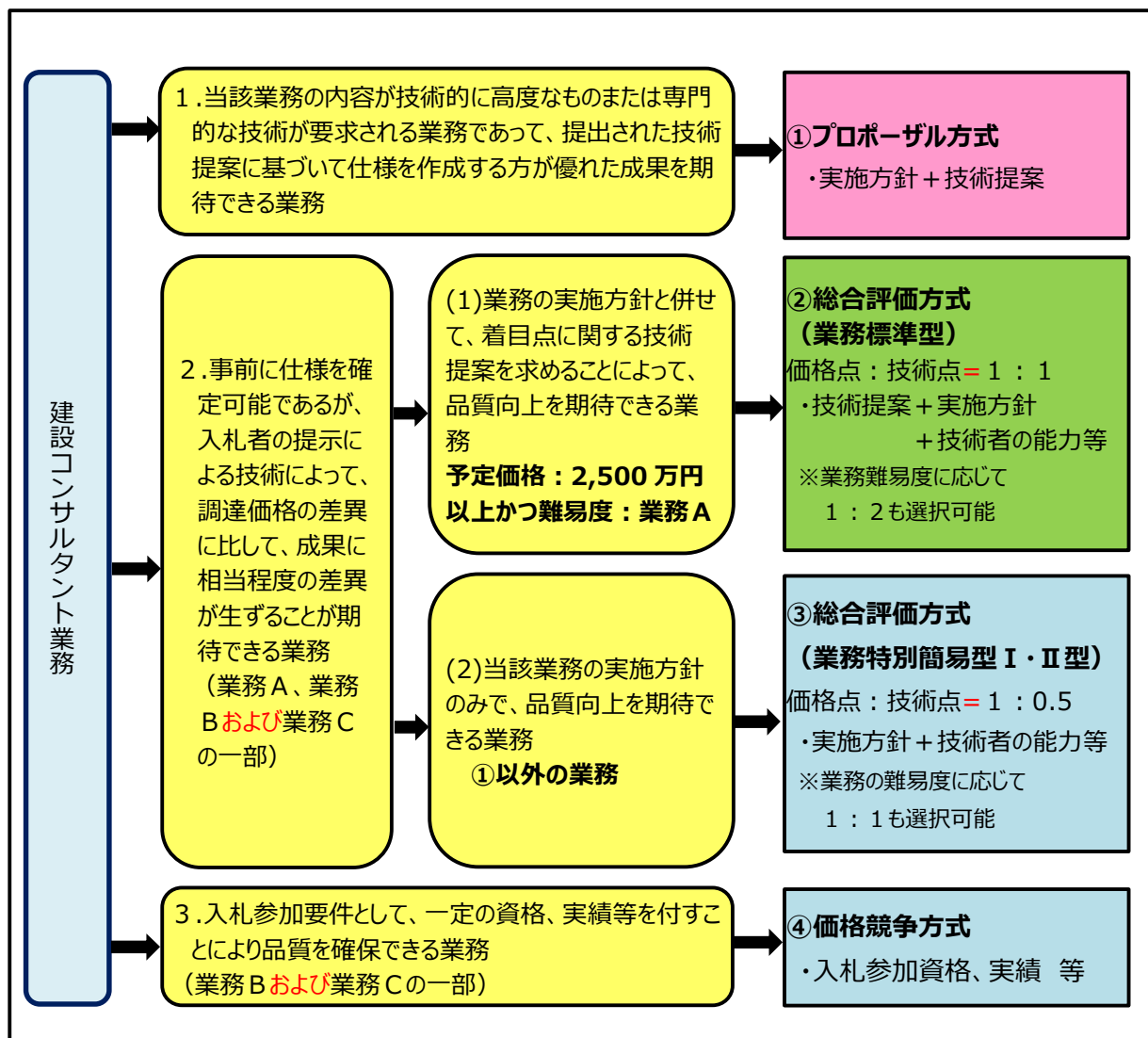
業務標準型においては、業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める着目点を示し、着目点に関する技術提案と当該業務の実施方針を求め、価格との総合評価を行う。なお、業務の難易度に応じ実施方針と着目点数が2つで評価が可能な業務（業務標準型を選定した業務）については、原則として価格と技術の評価に関する配点の比率を1：1とし、さらに、よ

り業務の難易度が高い業務については 1 : 2 を用いることも可能とする。

業務特別簡易型においては、当該業務の実施方針の提出を求め、価格との総合評価を行う。価格と技術の評価に関する配点の比率は原則 1 : 0.5 とし、業務の難易度に応じて 1 : 1 を用いることも可能とする。

(3) 価格競争方式（参考）

上記（１）、（２）の方式によらない場合においては、入札参加要件として一定の資格等を付すことにより品質を確保できる業務は価格競争方式を選定する。



※②および③の総合評価方式については、「2. 3 総合評価の適用範囲」によることを基本とする。

図 1 建設コンサルタント業務における入札方式の選定フロー

2. 2 低入札価格調査制度の適用

工事と同様に総合評価方式を採用する業務については、低入札価格調査制度を適用する。

2.3 総合評価の適用範囲

総合評価の適用範囲は農政水産部が所管する事業であり、建設工事等にかかるコンサルタント業務のうち、次の条件を満足する業務とする。

- ・技術者の配置を求める業務のうち図2の適用範囲の業務

●令和7年度 総合評価方式（建設コンサルタント業務）の適用タイプ選定表

建設コンサルタント業務の総合評価のタイプは、業務規模および業務の区分（難易度）から下図により選定する。

(業務規模)			
2,500万円以上	業務特別簡易型Ⅱ型	業務特別簡易型Ⅰ型	業務標準型
1,000万円以上		業務特別簡易型Ⅱ型 (総合評価選択可)	業務特別簡易型Ⅰ型
	価格競争による		業務特別簡易型Ⅱ型
	業務C (普通)	業務B (高度)	業務A (高難度) (難易度)

◎難易度（業務A～業務C）については、発注案件ごとの各契約審査会にて決定されたものとする。

- ※1：価格競争による入札の範囲であっても、必要に応じ総合評価方式を採用できる。
- ※2：予定価格超過による再入札など、総合評価に適しない場合は、別途検討できる。
- ※3：業務B（1,000万円以上2,500万円未満）においては、一部の業務で総合評価方式を採用できる。
- ※4：環境調査のうち企画立案や解析等を伴わない一般的な基礎調査においては、価格競争を採用できる。
- ※5：着目点に関する技術提案を求めることで、業務の進め方など業務プロセスの工夫を評価することにより、品質の向上が期待できる特殊な業務の場合は、業務特別簡易型の範囲であっても、総合評価審査委員会審査部会に諮り、業務標準型に変更することができる。

図2 総合評価の適用タイプ選定表

2. 4 総合評価方式における入札時の手続き

(1) 一般的事項

- ①発注者は、技術的要件および入札の評価に関する基準について、設計図書、入札公告、入札説明書（以下、「入札説明書等」という。）において明記する。
- ②技術的要件は、調達上の必要性・重要性に基づき、適切に設定する。
- ③必須以外の要求要件については、評価基準において定める評価項目として評価の対象とするものに限るものとし、評価の対象としないものは記載しない。
- ④技術的要件は、定量的に表示し得るもの（技術等を数値化できるもの）は、原則として数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、可能な限り詳細かつ具体的に記載する。

(2) 評価基準

- ①評価に関する基準は、評価項目、得点配分（入札価格の得点および技術等の得点）、その他の評価に必要な事項とし、入札説明書等において明記する。
- ②技術等の評価項目および得点配分は、調達上の必要性・重要性に基づき、適切に設定する。
- ③調達上の必要性・重要性に照らし、必要な範囲を超えたものは、評価の対象からは除外する。
- ④技術等の評価項目については、可能な限りその評価する内容を詳細かつ具体的に示し、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができるものについては、当該評価項目毎にその旨を明記する。
- ⑤入札価格の得点と技術等の得点との配点割合は、当該調達の内容および評価の目的・内容等を勘案して適切に設定する。
- ⑥総合評価タイプ毎の評価項目、評価内容は後述のとおりとする。

○提案内容の的確性、実現性および独創性に関する事項は基本的に以下の項目から選定する。

・総合的なコストに関する事項（【総合コスト】）

ア ライフサイクルコスト

維持管理費・更新費も含めたライフサイクルコストについて評価する。

イ その他

補償費等の支出額等を評価する。

・業務目的物の性能・機能または調査の精度に関する事項（【性能・機能】）

ア 業務目的物の性能・機能

業務目的物の初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性、環境保全性、ユニバーサルデザイン等の性能・機能の評価する。

イ 調査の精度

調査の精度を維持、向上するための計画、方法、技術等を評価する。

・社会的要請に関する事項（【社会的要請】）

ア 環境の維持

騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壤汚染、景観、環境配慮等を評価する。

イ 施工への配慮

業務施工上考慮すべき事項（工期、施工方法、近接構造物等への配慮）を評価する。

ウ 特別な安全対策

特別な安全対策を必要とする業務について安全対策の良否を評価する。

エ 省資源対策またはリサイクル対策

業務の際の省資源対策、リサイクルの良否などへの対応を評価する。

(3) 評価

- ①評価は、入札説明書等に基づいて行うものとし、入札説明書等に記載されていない技術等は評価の対象としない。
- ②技術等の評価は、発注者による公正、公平な審査を通じて適切に行う。また、当該審査に当たっては、共通の基準で行うこととし、特定の入札参加者の評価に特定の方法を用いない。
- ③必要に応じ、開札前に資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を入札説明書等において明記する。
- ④必須の評価項目については、入札説明書等に記載された必須の要求要件で示した最低限の要求要件を満たしているか否かを判定し、当該要求要件を満たしている場合は、入札説明書等に基づき得点を与える。
- ⑤必須以外の評価項目についても、入札説明書等に記載された必須以外の要求要件を満たしているか否かを判定し、当該要求要件を満たしている場合は、入札説明書等に基づき得点を与える。
- ⑥定性的な評価項目に関する評価に当たっては、十分、合理的な理由をもって行うものとする。
- ⑦技術等の評価に当たり、実施試験を課す場合には、公正かつ無差別な手段で行われることを確保するため、当該試験の実施内容・方法等を入札説明書等において明記する。

2.5 同種類似業務の基本的な考え方

- 「同種業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。
- 「類似業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われる業務とする。
- 同種・類似業務の設定について、発注する業務内容（重要かつ大規模となる構造物等の技術内容に大きな差異が認められる場合等）を考慮し、また、十分な競争環境に留意した上で、建物用途、構造、規模、工法、内容等の条件を付すことができるものとする。
- 「同種業務」または「類似業務」の実績は、国、都道府県、市町村の実績についてTECRIS等により評価する。（なお、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについて評価する）
- 同種・類似業務の設定について、十分な競争性を確保するため、参加可能者数を確認のうえ、業務内容に応じ、適切な設定を行い入札説明書等において明記する。
- 表1.1および表1.2は、あくまでも発注対象業務と実績評価する業務の関係について概念を表にしたものであることを踏まえ、目安として活用する。

【河川事業】

実績として評価する業務 	
---	--

- ◎： 同種業務として評価。ただし、内容により類似業務として評価
- ： 類似業務として評価。ただし、内容により同種業務として評価
- ： 類似業務として評価

表 1.1 （参考）類似・同種業務 【河川事業】

3. 建設コンサルタント業務等における落札方式別の実施手順

(1) プロポーザル方式の実施手順

別途定める「滋賀県建設コンサルタント等のプロポーザル方式に基づく特定手続実施要綱」によること。

(2) 総合評価方式（業務標準型）の実施手順

総合評価方式（業務標準型）を実施する場合の標準的な手順は、「農政水産部建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン」における標準型を適用する。なお、日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

(3) 総合評価方式（業務特別簡易型）の実施手順

総合評価方式（業務特別簡易型）を実施する場合の標準的な手順は「農政水産部建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン」における特別簡易型を適用する。なお、日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

4. 建設コンサルタント業務等における総合評価方式の審査・評価

4.1 総合評価方式の技術評価の配点および評価項目

(1) 業務標準型 【価格：技術＝１：１（１：２）】

○技術評価点 配点：17.5 ～ 21点（技術提案：企業能力等＝8点：9.5～13点）

評価の視点	評価項目	配点
技術提案	【総合コスト】、【性能・機能】、【社会的要請】から2つの着目点を設定 (同一の視点を複数設定することも可)	8
実施方針		4
技術者の能力	配置予定技術者の実績	1
	配置予定技術者または担当技術者の資格 ※1	1【選択】
	配置予定技術者 C P D	1
	配置予定技術者の表彰の有無 ※1	1【選択】
企業的能力	企業の実績	2
	県内営業所の有無 ※1	1【選択】
	防災協定等の締結	1
	若手・女性技術者の配置	0.5【選択】
	Co2 削減への取組	0.5
計		17.5 ～ 21

※1：当該評価項目は業務毎の選択項目

(2) 業務特別簡易型Ⅰ型 【価格：技術＝１：0.5（１：１）】

○技術評価点 配点：9.5～13.5点（企業能力等＝9.5～13.5点（技術提案を求めない））

評価の視点	評価項目	配点
実施方針	白紙提出でないこと、業務内容と合致していること	4
技術者の能力	配置予定技術者の実績	1
	配置予定技術者または担当技術者の資格 ※1	1【選択】
	配置予定技術者 C P D	1
	配置予定技術者の表彰の有無 ※1	1【選択】
企業的能力	企業の実績	2
	県内営業所の有無 ※1	1【選択】
	防災協定等の締結	1
	独自設定項目 ※1	0.5【選択】
	若手・女性技術者の配置	0.5【選択】
	Co2 削減への取組	0.5
計		9.5～13.5

※1：当該評価項目は業務毎の選択項目

(3) 業務特別簡易型Ⅱ型【価格：技術＝1：0.5（1：1）】

○技術評価点 配点：8.5～12.5点（企業能力等＝8.5～12.5点（技術提案を求めない））

評価の視点	評価項目	配点
実施方針	白紙提出でないこと、業務内容と合致していること	4
技術者の能力	配置予定技術者または担当技術者の資格 ※1	1【選択】
	配置予定技術者 C P D	1
	配置予定技術者の表彰の有無 ※1	1【選択】
企業的能力	企業の実績	2
	県内営業所の有無 ※1	1【選択】
	防災協定等の締結	1
	独自設定項目 ※1	0.5【選択】
	若手・女性技術者の配置	0.5【選択】
	Co2 削減への取組	0.5
計		8.5～12.5

※1：当該評価項目は業務毎の選択項目

(4) 総合評価方式の評価項目設定一覧表

R7 総合評価方式の各種タイプにおける評価項目設定一覧表

○：必須の評価項目（必須として設定するもの）

△：選択の評価項目（業務毎に設定を判断するもの）

評価の視点	番号	評価項目	配点	総合評価タイプ		
				業務標準型	業務特別簡易型Ⅰ型	業務特別簡易型Ⅱ型
技術提案	-	総合的なコストの縮減に関する提案【総合コスト】	業務毎に2つの着目点を設定 8点	○		
		業務目的物の性能・機能の向上に関する提案【性能・機能】				
		社会的要請への対応に関する提案【社会的要請】				
実施方針	①	業務目的・業務内容、実施フロー	4点	○	○※1	○※1
技術者の能力	②	配置予定技術者の実績	1点	○	○	
	③	配置予定技術者または担当技術者の資格	1点	△	△	△
	④	配置予定技術者CPD	1点	○	○	○
	⑤	配置予定技術者の表彰の有無	1点	△	△	△
	⑥	配置予定技術者の成績評定	2点			
企業の能力	⑦	企業の実績	2点	○	○	○
	⑧	県内営業所の有無	1点	△	△	△
	⑨	防災協定等の締結	1点	○	○	○
	⑩	独自設定項目	0.5点		△	△
	⑪	若手・女性技術者の配置	0.5点	△	△	△
	⑫	Co2削減への取組	0.5点	○	○	○
技術評価配点 合計				17.5 ～21	9.5 ～13.5	8.5 ～12.5

※1：業務特別簡易型Ⅰ・Ⅱ型は、白紙提出でないこと、業務内容と合致していることのみ評価

4.2 総合評価方式の技術評価の配点および評価項目

入札参加者から提出される技術提案書類は、滋賀県情報公開条例第6条（2）『公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの』に該当することから非公開情報とする。

4.2.1 技術提案

業務標準型	業務特別簡易型Ⅰ型	業務特別簡易型Ⅱ型
○		

業務内容に応じて以下の着目点設定の視点から各着目点を設定する。（同一の視点を複数設定することも可とする）

<着目点設定の視点>

- 総合的なコストの縮減に関する提案【総合コスト】
- 業務目的物の性能、機能の向上に関する提案【性能・機能】
- 社会的要請への対応に関する提案【社会的要請】

着目点1 【総合コスト】、【性能・機能】、 【社会的要請】のいずれか	「業務の精度向上に関する提案」など、発注者が業務毎に業務内容に応じて設定する。
着目点2 【総合コスト】、【性能・機能】、 【社会的要請】のいずれか	「業務の精度向上に関する提案」など、発注者が業務毎に業務内容に応じて設定する。

提案内容に対して、以下の2つの視点（段階）により総合的に審査し、評価点を与える。

<評価の視点>

- 的確性：地域特性や条件、重要度等を考慮した提案であり、留意すべき着眼点が十分に把握されている場合に評価する。
- 実現性：技術的裏づけや具体的な手法等が十分に明示され、説得力がある場合に評価する。

●技術提案

評価事項	判断基準	評価点
的確性	優れている	2.0
	良好である	1.0
	普通である	0
実現性	優れている	2.0
	良好である	1.0
	普通である	0

○技術提案の評価方針等に関する留意事項

- ・技術提案では、業務の進め方など、契約上あくまでも受注者の任意によるところに対して求めることを基本とする。したがって、発注者として必要と考える項目については、設計

図書（特記仕様書・図面）に設計計上することを徹底する。特に、着目点設定を行う際に過剰な提案を求めることとならないよう配慮する。

- ・着目点の設定については、抽象的または、漠然とした設定は避け、より具体的な設定を行う。また、着目点の設定と併せて、【着目点設定の背景】を記載し、着目点設定の背景・理由が入札参加者に伝わるよう配慮する。
- ・発注者は、技術提案書の受付担当と評価担当を分けるなど、評価に関して公平性・公正性の確保に努める。
- ・入札参加者から提案された技術提案はすべて「知的財産」として、その取扱いについては他者に漏れることのないよう、適切に管理を行う。
- ・落札者より提出された技術提案は契約条件とし、竣工時に履行確認を行う。
- ・より適切な評価を行うため、技術提案内容に関する配置予定技術者へのヒアリングを実施することができる。ヒアリングを実施する場合は、必ずその旨を入札説明書において明記する。
- ・技術提案における不履行に対する措置に関しては、今後検討していくものとし、現時点でのペナルティ等は設けない。しかし、履行状況が特に悪質と認められるとき（再三の文書通知に対しても応じられないとき。など）は、入札参加停止措置を行うことがある。

4.2.2 実施方針

① 実施方針（業務目的・業務内容、実施フロー）

業務標準型	業務特別簡易型Ⅰ型	業務特別簡易型Ⅱ型
○	○	○

当該業務の実施方針を総合評価のタイプに応じて提出する。

<業務標準型>

業務内容に応じて、以下の視点から実施方針について評価し、評価点を与える。

○業務目的・業務内容

・業務理解度

重要な事項等が記載され、業務目的、内容に対する理解度が高い場合に評価する。

・業務の制約条件（選択）

現地の状況および業務の制約となる条件に対する理解が高い場合に評価する。

○実施フロー

・実施手順

実施手順が業務量、業務内容に即しており、業務工程計画の妥当性が高い場合に評価する。

・課題への対応方針（選択）

業務実施上の制約条件や課題に対する対応、解決へのプロセスの実現性が高い場合に評価する。

●実施方針＜業務標準型＞

【業務の理解度および実施手順を求める場合】

評価項目	評価の視点	判断基準	評価点
業務目的・業務内容	業務理解度	優れている	2.0
		良好である	1.0
		普通である	0
実施フロー	実施手順	優れている	2.0
		良好である	1.0
		普通である	0

【業務の理解度および実施手順に加え、業務の制約条件および課題への対応方針を求める場合】

評価項目	評価の視点	評価基準	評価点
業務目的・業務内容	業務理解度	優れている	1.0
		良好である	0.5
		普通である	0
	業務の制約条件 (選択)	優れている	1.0
		良好である	0.5
		普通である	0
実施フロー	実施手順	優れている	1.0
		良好である	0.5
		普通である	0
	課題への対応方針 (選択)	優れている	1.0
		良好である	0.5
		普通である	0

＜業務特別簡易型Ⅰ型、業務特別簡易型Ⅱ型＞

○当該業務に関する業務目的・業務内容、実施フローについて記載すること。

○評価方針としては、白紙提出でないこと、業務目的・業務内容・実施フローの記載があり業務内容と合致していることを判断し、評価し、以下の評価点を与える。

●実施方針＜業務特別簡易型Ⅰ型、業務特別簡易型Ⅱ型＞

評価項目	判断基準	評価点
業務目的・業務内容、実施フロー	白紙提出でなく、業務内容と合致している	4.0
	白紙提出、または業務内容と合致していない	無効

4.2.3 技術者の能力

技術者の能力では、配置予定技術者等の実績や資格、CPD、成績評定を評価項目とし、業務に適応した技術者を評価する。なお、提案した配置予定技術者の途中交代は原則認めない。

配置予定技術者を特定できない場合は、複数名申請できるが、その場合、「②配置予定技術者の実績」、「③配置予定技術者または担当技術者の資格」、「④配置予定技術者CPD」、「⑤配置予定技術者の表彰の有無」、「⑥配置予定技術者の成績評定」の評価点の合計が最も低い配置予定技術者の評価点で評価する。

なお、「③配置予定技術者または担当技術者の資格」において、担当技術者を有資格者とする場合は、配置予定技術者の資格の有無に関わらず、当該評価項目の評価点（担当技術者の評価点）を加算し合計を計算する。

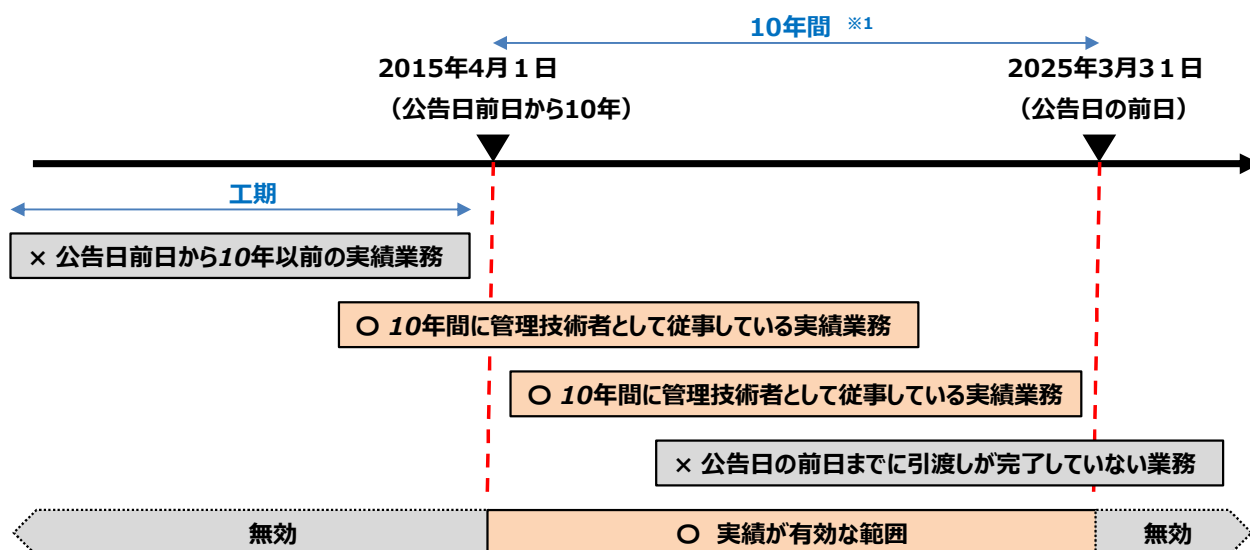
② 配置予定技術者の実績

業務標準型	業務特別簡易型Ⅰ型	業務特別簡易型Ⅱ型
○	○	

- 管理技術者として従事した実績を評価対象とし、実績に応じて評価点を与える。
- 評価の対象とする実績業務は、業務毎に発注者が設定する。なお、設定方針については、原則「⑦企業の実績」と同一とする。
- 同種・類似業務について、事前に入札説明書に明記する。

入札公告日の前日から起算して10年間（※1）（入札公告日の前日までに引渡しが完了したものに限り）に、発注者が定める要件を満たす業務（以下、「実績業務」という。）において、管理技術者として従事した実績を有する者を、当該業務において管理技術者として配置する場合、下表の区分（配置予定技術者の実績）に応じた評価点を与える。

（例）2025年4月1日が公告日の場合



※1 10年間を基本とするが、業務内容により実績が限られる場合は、最大15年間とすることが出来る。

なお、実績が複数の区分に該当する場合は、最も評価の高い区分により評価（最大1.0点）するため、該当する最も評価の高い一区分の実績のみ申請すること。

評価対象は、本申請企業における実績のみとし、以下の評価対象発注機関（※2）が発注した業務とする。

実績業務はTECRIS等（※3）に登録され、求める実績の内容が確認できるものに限り、実績業務の期間すべてに従事していた場合に限定する。（途中交代していた場合は不可とする。）TECRIS等の登録データで求める実績が確認できない場合は、補足資料として実績が確認できる他の資料（※4）の提出を認めるとともに、求める実績内容によっては発注者があらかじめ入札説明書に記載し、提出を求める場合がある。

「配置予定技術者の実績」として求める類似業務の実績	「構造物予備設計の実績」など、発注者が業務毎に設定
「配置予定技術者の実績」として求める同種業務の実績	「橋梁予備設計の実績」など、発注者が業務毎に設定

●配置予定技術者の実績

区 分		評価点
実績 なし		0
実績 あり	類似業務の実績 1件以上あり	0.5
	同種業務の実績 1件以上3件未満あり	0.7
	同種業務の実績 3件以上あり	1.0

(※2)・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、(旧)滋賀県土地開発公社、(一社)滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、(公財)滋賀県環境事業公社、(公財)滋賀県文化財保護協会、(公財)びわこ芸術文化財団、(公財)滋賀県スポーツ協会

・農林水産省、国土交通省

・全国の都道府県

・全国の政令市

※ 上記地方機関を含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による実績についても評価対象とする。

(※3)TECRIS 等には、AGURIS を含む。

(※4)契約図書（契約書、設計図書）、金抜き設計書、数量計算書等、業務内容が確認できるもの。

③ 配置予定技術者または担当技術者の資格

業務標準型	業務特別簡易型Ⅰ型	業務特別簡易型Ⅱ型
△	△	△

配置予定技術者（管理技術者）または担当技術者として配置する予定の技術者における、資格の有無に応じて評価を行い、以下の評価点を与える。

評価対象とする資格の設定方針等は以下のとおりとする。

○配置予定技術者（管理技術者）または担当技術者に求める資格は、入札参加要件として配置予定技術者に求める資格以外の資格を設定する。

○橋梁点検または橋梁補修設計業務等においては、国土交通省登録資格※¹を設定する。

ただし、対象資格は、道路部門で、施設分野が橋梁（鋼橋）または橋梁（コンクリート橋）とし、業務内容に応じて設定する。

※¹ 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿に登録された資格。

資格は、国土交通省HP（https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html）による。

なお、評価対象資格は、入札公告日時点で上記の資格登録簿に登録済みのものに限る。

○農業用ため池に関する業務においては、業務内容に応じて農業用ため池管理保全技士※²を設定する。

※²公益社団法人 土地改良測量設計技術協会における認定資格

○品質確保の観点から効果的であると判断できる資格については、業務内容を勘案し適宜設定する。（この場合、あらかじめ設定する資格について「総合評価審査委員会審査部会（含、

地方審査部会)」に諮ることとする。)
 ○評価対象とする「資格」については、入札公告時に発注者が設定する。

「配置予定技術者（管理技術者）または担当技術者の資格」として求める資格	「技術士〇〇部門」など、発注者が業務毎に設定する。
-------------------------------------	---------------------------

●配置予定技術者（管理技術者）または担当技術者の資格

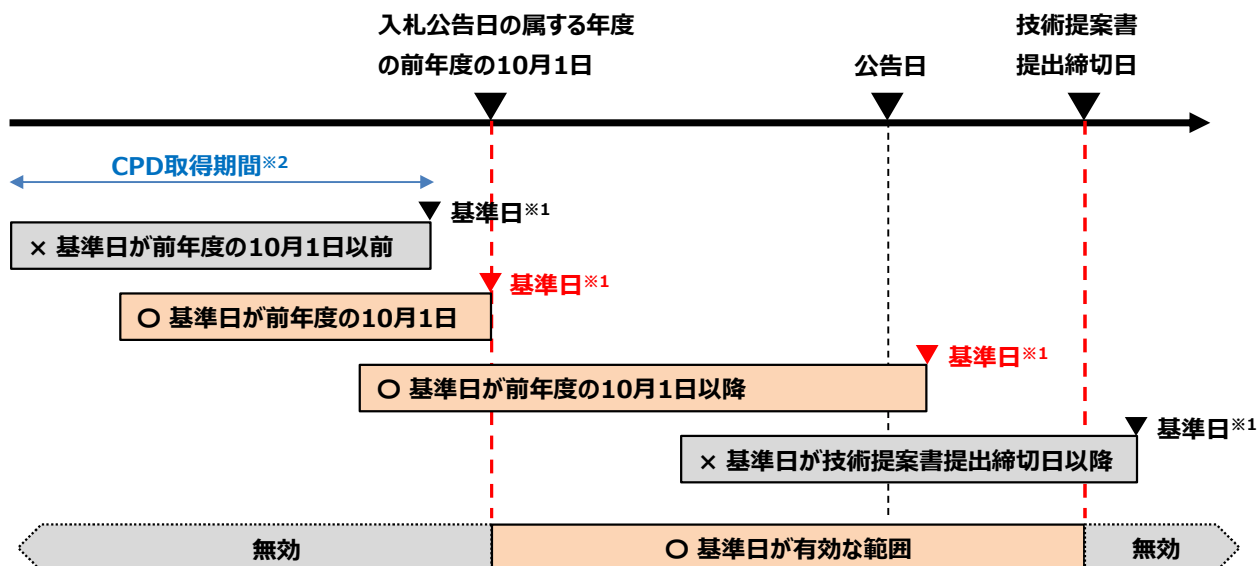
区 分	評価点
配置予定技術者（管理技術者）または担当技術者が有資格者で ない	0
配置予定技術者（管理技術者）または担当技術者が有資格者で ある	1.0

④ 配置予定技術者CPD

業務標準型	業務特別簡易型Ⅰ型	業務特別簡易型Ⅱ型
○	○	○

配置予定技術者（管理技術者）に係る継続教育（CPD）の取り組み状況について評価する。評価は、基準日（申請するCPD取得期間の最終の日）が入札公告日の属する年度の前年度の10月1日から技術提案書の提出締切日までのものを対象とし、下表に示す各団体の水準に応じ、評価点を与える。

配置予定技術者CPDの評価の考え方



※1 「基準日」とは、申請するCPD取得期間の最終日

※2 「CPD取得期間」とは、発注者が指定した団体がそれぞれ定めている期間

●配置予定技術者CPD

区 分	評価点
各団体の評価対象単位数以上の証明なし	0
各団体の評価対象単位数以上の証明あり(必要な水準)	1.0

団体名	評 価 対 象		評価点
建設系CPD協議会加入団体 (技術士会、農業農村工学会、土木学会、都市計画学会など)	必要な水準	30単位／年 90単位／3年	1.0点
土木施工管理技士会連合会	必要な水準	20単位／年 40単位／2年 60単位／3年 80単位／4年 100単位／5年	1.0点
建築CPD運営会議加入団体	必要な水準	6単位／年	1.0点

※CPD：Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

⑤ 配置予定技術者の表彰の有無

業務標準型	業務特別簡易型Ⅰ型	業務特別簡易型Ⅱ型
△	△	△

※評価対象年度に当該業務の部門の受賞者がいない場合、評価項目に設定しない。

配置予定技術者（管理技術者）が当該業務の部門において、令和5、6、7年度の「滋賀県優良業務表彰」に管理技術者として受賞歴がある場合、評価点を与える。ただし、令和7年度「滋賀県優良業務表彰」の受賞については、表彰日以降に入札公告のあった業務から評価対象とする。

●配置予定技術者の表彰の有無

区 分	評価点
配置予定技術者の表彰の受賞歴 なし	0
配置予定技術者の表彰の受賞歴 あり	1.0

4.2.4 企業の能力

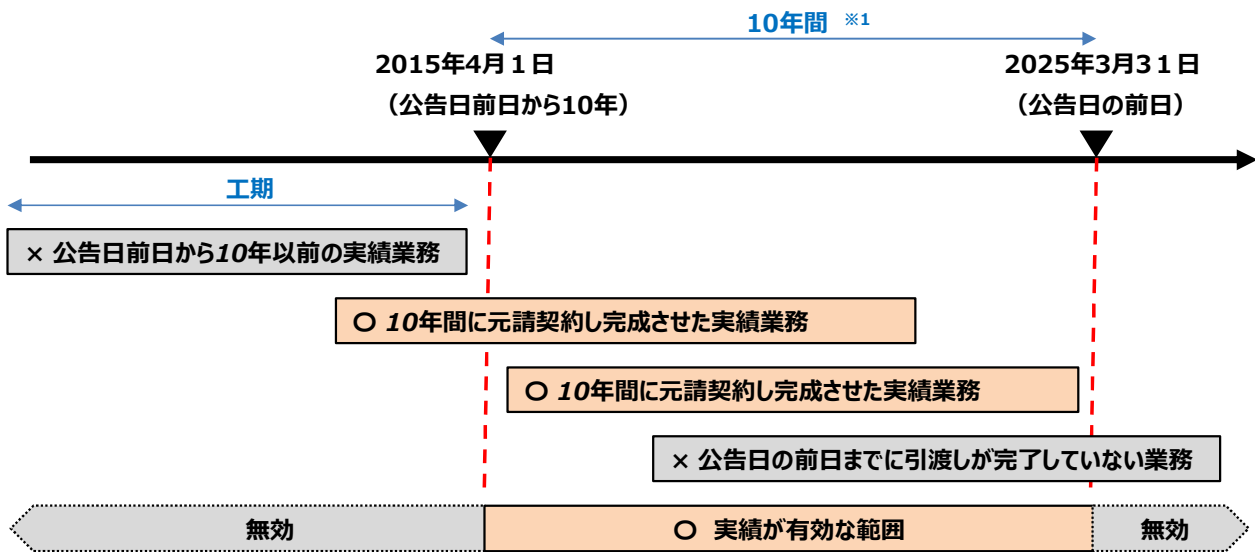
⑥ 企業の実績

業務標準型	業務特別簡易型Ⅰ型	業務特別簡易型Ⅱ型
○	○	○

入札公告日の前日から起算して10年間（※1）に、発注者が定める要件を満たす業務（以下、「実績業務」と言い、入札公告日の前日までに引渡し完了したものに限る）を単独または

共同企業体における構成員（代表構成員に限らない）として元請契約し完成させた企業の実績がある場合、下表の区分（企業の実績）に応じた評価点を与える。

（例）2025年4月1日が公告日の場合



※ 1 10年間を基本とするが、業務内容により実績が限られる場合は、最大15年間とすることが出来る。

なお、実績が複数の区分に該当する場合は、最も評価の高い区分により評価（最大2.0点）するため、該当する最も評価の高い一区分の実績のみ申請すること。

評価対象は以下の評価対象発注機関（※2）が発注した業務とする。

実績業務はTECRIS等（※3）に登録され、求める実績の内容が確認できるものに限る。TECRIS等の登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、補足資料として実績が確認できる他の資料（※4）の提出を認めるとともに、求める実績内容によっては発注者があらかじめ入札説明書に記載し、提出を求める場合がある。

「企業の実績」として求める 類似業務の実績	「構造物予備設計の実績」など、発注者が業務毎に設定
「企業の実績」として求める 同種業務の実績	「橋梁予備設計の実績」など、発注者が業務毎に設定

●企業の実績

区 分		評価点
実績 なし		0
実績 あり	類似業務の実績 1件以上あり	0.5
	同種業務の実績 1件以上3件未満あり	1.0
	同種業務の実績 3件以上あり	2.0

（※2）・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県スポーツ協会
・農林水産省、国土交通省
・全国の都道府県
・全国の政令市
※ 上記地方機関を含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。

(※3) TECRIS 等には、AGURIS を含む。

(※4) 契約図書（契約書、設計図書）、金抜き設計書、数量計算書等、業務内容が確認できるもの。

⑦ 県内営業所の有無

業務標準型	業務特別簡易型Ⅰ型	業務特別簡易型Ⅱ型
△	△	△

※入札参加対象者の全てが同一の評価点となる場合、評価項目に設定しない。

入札公告日における「県内営業所の有無」について評価を行い、以下の評価点を加算点として与える。なお、ここでいう「営業所」とは、コンサルタント登録規程により登録している営業所をいう。なお、当該営業所が滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿に登録されている営業所かどうかは問わない。

滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿に登録されていない営業所により本評価項目の営業所として申請する場合は、当該営業所の所在地が県内であることが確認できる資料（登記簿、賃貸借契約書、定款など）の提出を求める。

●県内営業所の有無

区 分	評価点
営業所が滋賀県内にない。	0
「従たる営業所（その他の営業所）（支店）」が滋賀県内にある。	0.5
「主たる営業所（本社・本店）」が滋賀県内にある。	1.0

⑧ 防災協定等の締結

業務標準型	業務特別簡易型Ⅰ型	業務特別簡易型Ⅱ型
○	○	○

当該業務の入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において国や県との防災協定（※1）の締結の有無に応じ、評価点を加算点として与える。

●防災協定等の締結

区 分	評価点
国または県との防災協定の締結 なし	0
国または県どちらか一方と防災協定の締結 あり	0.5
国および県の両方に防災協定の締結 あり	1.0

(※1) 近畿農政局、近畿地方整備局（滋賀国道事務所、琵琶湖河川事務所などの近畿管内地方機関も含む）、滋賀県（滋賀県道路公社、滋賀県企業庁も含む）と締結している防災協定（防災に関する覚え書き等）を評価の対象とする。

⑨ 独自設定項目

業務標準型	業務特別簡易型Ⅰ型	業務特別簡易型Ⅱ型
	△	△

各発注者で、発注業務において、特に重要度が高く欠かせない事項については、独自の評価項目設定を可能とする。なお、設定にあたっての方針は以下のとおりとする。

○特定の入札参加者が、著しく有利に働くような評価項目の設定は避ける。

○他の評価項目における配点の上乗せは原則として行わない。

○設定事例

- ・地域精通度（地域との合意形成を的確に行う必要がある業務）
- ・手持ち業務量（特に当該業務に集中して取組む必要がある業務）

●独自設定項目

区 分	評価点
設定項目に対して 評価できない場合	0
設定項目に対して 評価できる場合	0.5

⑩ 若手・女性技術者の配置

業務標準型	業務特別簡易型Ⅰ型	業務特別簡易型Ⅱ型
△	△	△

若手技術者（管理技術者（40歳未満）、担当技術者（30歳未満））・女性技術者に経験を積ませることで、技術者の育成と魅力的な職場環境の創出を促し、担い手の中長期的な確保・育成を図ることを目的に、以下のア、イの何れかに該当する技術者を当該業務に配置する場合に下表のとおり評価点を与える。アとイそれぞれに該当する別の技術者を配置する場合は、評価点の高い一方の技術者の配置をのみ評価（最大0.5点）するため、ア、イの何れか一方の技術者の配置を申請すること。「40 歳未満」と「30 歳未満」の基準となる日は、入札公告の属する年度の4月1日とする。

なお、当該項目において提案した技術者の途中交代は原則認めない。

- ア **管理技術者**に「40 歳未満」または「女性」の技術者を配置する。
- イ **担当技術者**に当業務の入札参加資格要件として配置予定技術者（管理技術者）に求める資格と同部門の技術士または技術士補の資格を有する「30 歳未満」または「女性」の技術者を配置する。

●若手・女性技術者の配置

区 分	評価点
評価対象となる若手または女性の技術者を配置しない	0
担当技術者に「30歳未満」または「女性」の資格(※1)を有する技術者を配置する	0.3
管理技術者に「40歳未満」または「女性」の技術者を配置する	0.5

(※1) 当業務の入札参加資格要件として配置予定技術者に求める資格と同部門の技術士または技術士補の資格

⑪ CO2 削減への取組

業務標準型	業務特別簡易型Ⅰ型	業務特別簡易型Ⅱ型
○	○	○

CO2削減への取組として、以下ア、イの2項目に取り組む場合に下表のとおり評価点を与える。履行の確認方法については、監督職員と協議の上、決定することとし、業務計画書に記載することとする。

- | |
|--|
| <p>ア 現場踏査にかかる移動に電気自動車等を利用する。(※1)</p> <p>イ 打合せ協議(対面協議)をペーパーレスにより実施する。(※2)</p> |
|--|

- (※1) 電気自動車等とは、電気自動車(EV・BEV)および燃料電池車(FCV・FCEV)とし、ハイブリッドカー(HEV)およびプラグインハイブリッドカー(PHV・PHEV)は含まない。
 自社保有に限らず、レンタル、リースも可とする。レンタル等にかかる移動は評価対象外とする。
 また、徒歩、自転車、公共交通機関のみを利用する場合は、アの履行を満足するものとして取り扱う。
- (※2) ペーパーレスの対象は、監督職員と協議の上、決定する。全ての資料をペーパーレスにする必要はない。

●CO2削減への取組

区 分	評価点
CO2削減への取組2項目に取り組まない(1項目のみ取り組む場合を含む)	0
CO2削減への取組2項目に取り組む	0.5

4.3 総合評価方式による落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、加算方式を基本とする。また、評価値の算出方法は以下のとおりとする。

また、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案等の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

○評価値 = ①価格評価点 + ②技術評価点

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 0.5 ~ 1 : 2

(価格評価点 100点 : 技術評価点 50 ~ 200点)

入札価格

①価格評価点 = $100 \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}\right)$

予定価格

技術評価の得点合計点※

②技術評価点 = $50 \sim 200 \times \frac{\text{技術評価の得点合計点}^{\ast}}{\text{技術評価の配点合計点}}$

技術評価の配点合計点

※技術評価の得点合計点 = (技術者の能力 + 企業の能力) +

(技術提案(業務標準型のみ) + 実施方針) × 履行確実性度

4.4 履行確実性実施要領

4.4.1 ヒアリングの実施

技術提案および実施方針（以降、「技術提案等」という。）の確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

- ・ヒアリングの日時、詳細な場所等については別途連絡する。
- ・ただし、その申し込みにかかる価格が低入札調査基準価格以上で入札した者（「4.3 総合評価方式による落札者の決定」で規定する評価値の最も高い者の入札価格が低入札調査基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内である場合にあっては、すべての入札参加者。）については、ヒアリングを実施しないことができる。
- ・入札者のうち、その申し込みにかかる価格が調査基準価格に満たない者のうち、評価値順位において通常価格の最高評価値入札者より上位の者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなる恐れがあることから、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。
- ・追加資料により技術提案等の履行確実性の審査・評価が可能と判断した場合については、ヒアリングを実施しないことができる。
- ・調査基準価格未満で入札をした者がある場合において、その者が低入札価格調査実施要領に定める「STEP1調査」において「STEP1調査における判断基準」を満足しないと確認できる場合は、上記の規定にかかわらず、ヒアリング調査を行わないものとする。
- ・追加資料を提出すべき旨の連絡は、開札の後、入札参加者あてに連絡するものとし、連絡を受けた場合は期限までに追加資料を提出すること。

- ・ヒアリングの出席者には、配置予定管理技術者を必ず含め、資料の説明が可能なものをあわせ、3名以内とする。

4. 4. 2 履行確実性の審査のための追加資料

ヒアリング対象者は、入札執行者があらかじめ指定した期日までに、以下に掲げるすべての資料の提出を郵送または持参の方法により、提出しなければならない。

なお、入札執行者から特に指示がなかった場合は、提出の要請があった日から起算して3日以内（土曜、日曜および祝日を除く）に必要なすべての資料を提出するものとする。

ヒアリング対象者は、前述で定める入札執行者が指定するまでの間に限り、追加書類の提出を行わない旨を申し出ることができる。この場合においては、速やかに「（様式）施工体制確認型（履行確実性）追加書類提出辞退届」を提出するものとする。当該申し出を行ったヒアリング対象者は、失格とする。

業務様式 1	低入札価格の理由書
業務様式 2	入札価格の内訳書
業務様式 2－1	職種別単価一覧表
業務様式 3	当該契約の履行体制
業務様式 4	手持の建設コンサルタント業務等の状況
業務様式 4－1	手持ち業務の人工
業務様式 5	配置予定技術者名簿
業務様式 5－1	直接人件費内訳書
業務様式 7	過去3年間に於いて受注・履行した同種または類似の業務の名称および発注者

- ・再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）
- ・過去3カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写しおよび過去3カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し
- ・給与規則の提示
- ・第三者照査受託予定書（受託予定企業の押印があるもの。第三者照査の実施が定められている業務に限る）

※低入札価格調査実施要領にある添付資料の提出は必要としない

配置予定技術者名簿には、配置予定技術者（管理技術者、担当技術者、照査技術者）および再委託先技術者を記載するものとする。

なお、提出者の都合による追加資料の提出後の修正および再提出は認めない。

4. 4. 3 技術提案等の履行確実性の審査・評価方法の概要

- (1) 技術提案等の履行確実性の審査は、ヒアリングおよび追加資料等をもとに行い、技術提案等の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案等に係る評価点をその履行確実性に応じて付与する。

なお、ヒアリングに応じない場合および追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

- (2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、①業務内容に対応した費用が計上されているか、②配置予定技術者（照査予定技術者を除く。以下同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、③品質管理体制が確保されているか、④再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、①から④までの各項目毎に審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価する。

(3) 審査の目安は、次のとおりとする。

① 業務内容に対応した費用が計上されているか。

審査内容	様式	審査の目安
直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等が必要額を確保しているかを審査する。	業務様式 1 業務様式 2 業務様式 2－1 業務様式 5－1	○業務内容に応じて、すべて必要額※以上を確保しておりその理由が明確である。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても審査する情報が十分でない。(また、ヒアリング結果と、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)

※必要額は、低入札価格調査実施要領における「STEP 1 調査における判断基準」の額とする。

② 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

審査内容	様式	審査の目安
配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。	業務様式 3 業務様式 5 業務様式 5－1 過去3ヵ月分の給与明細書、賃金台帳および法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し 給与規則の提示	○業務内容に応じて、各々の技術者に支払われる報酬が会社等において定められた額以上を確保しているまたは必要額を下回っていても理由が明確である。 ×明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても審査する情報が十分でない。(また、ヒアリング結果と、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)
配置予定技術者の人工が適正であるか。	業務様式 4 業務様式 4－1 業務様式 7	○業務内容に応じて、人工が必要人工(標準案)を確保しているまたは人工が必要人工(標準案)を下回っているがその理由が明確である。 ×人工が必要人工(標準案)を下回っており、その理由が明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても審査する情報が十分でない。(また、ヒアリング結果と、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)
上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目②の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。		

③品質管理体制が確保されているか。

審査内容	様式	審査の目安
照査予定技術者への適正な報酬の支払が確保されているか。	業務様式 3 業務様式 5 業務様式 5－1 過去 3 カ月分の給与明細書、賃金台帳および法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し 給与規則の提示	○業務内容に応じて、各々の技術者に支払われる報酬が会社等において定められた額以上を確保しているまたは必要額を下回っていても理由が明確である。 × 明確でない。 × 提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても審査する情報が十分でない。(また、ヒアリング結果と、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)
照査予定技術者の人工は適正であるか。	業務様式 4 業務様式 4－1 業務様式 7	○業務内容に応じて、人工が必要人工(標準案)を確保しているまたは人工が必要人工(標準案)を下回っているがその理由が明確である。 × 人工が必要人工(標準案)を下回っており、その理由が明確でない。 × 提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても審査する情報が十分でない。(また、ヒアリング結果と、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)
上記の 2 つの内容のいずれも「○」の場合は、項目③の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。		

第三者照査を行う場合には第三者側の見積書も含めて審査するとともに、①の費用審査にも反映させる。

照査技術者の配置が義務付けられていない場合には、配置予定技術者が成果品の品質に対する全面的な責務を負うことになることから②の審査で代替する。

④再委託先への支払いは適正か。

審査内容	様式	審査の目安
再委託業務内容を再委託先が確認しているか。	業務様式 2 業務様式 3 業務様式 5－1 再委託先見積書	○業務内容に応じて、再委託の内容、金額が明確である。 × 明確でない。 × 提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても審査する情報が十分でない。(また、ヒアリング結果と、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)

再委託するものがなく、すべて自社にて実施する旨の説明があった場合には、更に業務内容に対応した費用の計上や配置予定技術者に対する適正な報酬の支払いについて厳格な審査が必要であることに鑑み、①および②の審査結果を参考に、再委託業務がないという状況を踏まえた必要額等であるか否かについて審査する。

4. 4. 4 評価方式

- ① 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案等の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないとする具体的な事情がない限り、4. 4. 3 (2) の履行確実性の評価を A とし、履行確実性を 1.0 として評価するものとする。
- ② 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、4. 4. 3 (2) ① から④までの審査項目を 4. 4. 3 (3) の審査の目安に沿って評価した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性を付与するものとする。

○と審査した項目数	評価	履行確実性
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

5. その他の留意事項

5. 1 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価方式（業務標準型および業務特別簡易型）の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があることから、手続の透明性および競争性の向上を図るため、土木交通部建設工事等総合評価審査委員会により審査・評価を行う。

（１）学識経験者への意見聴取

総合評価方式（業務標準型および業務特別簡易型）の実施方針および複数の業務に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別業務の評価方法、技術提案に対する評価および落札者決定について意見を聴く。

①実施方針の策定

総合評価方式の適用業務を決定するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

②複数の業務に共通する評価方法の策定

総合評価方式の評価に関する基準（評価項目、評価基準および得点配分）および落札者の決定方法を検討するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

（２）技術提案に関する機密の保持

総合評価審査委員会等の学識経験者については、審議の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならず、職を退いた後も同様とする。

5. 2 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、総合評価方式の評価に関する基準、落札者の決定方法については、あらかじめ入札説明書等において明記する。

①手続開始時

総合評価方式の適用業務では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

１）総合評価方式の適用の旨

- 2) 入札に参加するために必要な要件
 - ・ 入札参加者に要求される資格
 - ・ 入札参加者を選定するための基準
- 3) 総合評価に関する事項
 - ・ 落札者の決定方法
 - ・ 総合評価の方法

②落札者決定後

総合評価方式を適用した業務において落札者を決定した場合は、契約後以下の事項を公表する。なお、失格、辞退等に関してはこの限りではない。

- 1) 落札した業者名
- 2) 各業者の入札価格
- 3) 各業者の技術評価点
- 4) 各業者の評価値

③苦情および説明要求等の対応

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果およびその理由を記録しておく。